

市有財産公売

【名称：水産加工団地土地売却】

佐世保市公告第 2 9 6 号

佐世保市長 宮島大典

令和 6 年 9 月 2 日

令和 5 年 8 月 8 日付佐世保市公告第 314 号において、項目 2. 4. 5. 1 3 について変更を行います。

【主な変更内容】

- ・土地を購入できる業種を追加変更するもの。(受付期間及び優先順位も新たな設定する)
- ・土地の購入に関しては、市の審査及び承諾を受けた場合、土地購入者と操業者が異なっても可とするもの。
- ・賃貸借契約での活用も可能とするもの。(但し、賃貸借契約においては、契約者と操業者は同じであること。)

【公告変更内容】

1. 売却物件

※変更なし

2. 受付期間及び資料提出に関する事項

- (1)受付期間 令和 5 年 8 月 28 日から令和 8 年 6 月 1 8 日（土・日・祝日除く）の 9 時から 17 時まで
※受付期間前の到着は無効とします。

↓（追加変更）

- (1)受付期間 今回の変更の際し、新たに購入条件に合致する方
令和 6 年 9 月 1 8 日から令和 8 年 6 月 1 8 日（土・日・祝日除く）の 9 時から 17 時まで
（※受付期間前の到着は無効とします。）

※水産加工業及び冷蔵冷凍倉庫業の方は随時受付中です。（受付期間の変更はありません）

※(2)～(5) 変更なし

3. 物件に関する特記事項

※変更なし

4. 購入条件及び資格に関する事項

- (1)次に掲げる条件を全て満たしていること。

- ①水産物を対象とした加工業又は冷蔵冷凍倉庫業を自ら操業する計画があること。(原則 5 年以内)

↓（変更）

- ①水産物を対象とした加工業又は冷蔵冷凍倉庫業もしくは水産業に関連する業種（但し、港湾関連用地の規制に合致する業種に限る）を自ら操業する計画があること。(原則 5 年以内)

②変更なし

③購入した土地を転売、賃貸等の目的としない者。（自ら土地活用（操業）しない方は対象としません）

↓（変更）

③購入した土地を転売、賃貸等の目的としない者。（自ら土地活用（操業）しない方は対象としません。）

但し、土地購入者と使用者が異なる場合について、申込時（事業計画書提出時）に本市に説明を行い、市の審査及び承諾を受けた場合についてはこの限りではない。

【港湾関連用地規制】

○港湾の流通機能の高度化を図るための、トラックターミナル、配送センター、卸売市場等の流通業務施設。
卸売展示施設、流通加工施設並びにこれらの付帯施設。（※合致の有無は提出資料や聞き取り結果で判断）

5. 契約の相手方の決定方法

※(1)～(6) 変更なし

(7)同日に同区画の申込みが複数名だった場合、購入代金が高い者から順に番号を振り、優先順位を決定します。なお、複数名同額の申込みは全て審査します。審査後も2名以上残った場合は、抽選（くじ引きによる決定）を実施し契約者を決定します。（抽選日等は審査後に連絡）

↓（変更）

(7)同日に同区画の申込みが複数名だった場合、活用予定の業種に応じて優先順位を決定します。優先順位は下記のとおりとします。

優先順位① 水産加工業及び冷蔵冷凍倉庫業

優先順位② 配送センター及びトラックターミナル

優先順位③ 上記以外の港湾関連用地規制合致業種（水産物の流通に関連するもの）

同日、同優先順位で複数申込みがあった場合は、購入金額が高い者から番号を振り、優先順位を決定します。なお、複数名同額の場合は全て審査します。審査後も2名以上残った場合は抽選（くじ引き）を実施し契約者を決定します。（抽選日等は審査後に連絡します）

6. 契約に関する事項 ～ 12. 事業所建設、及び操業に関する注意点 まで

※変更なし

13. その他

(1)変更なし

(2)現在は業種指定をしておりますが、売却が進まない場合、業種指定緩和や賃貸借併用での募集を予定しております。（移行する時期は未定）

↓（変更）

(2)土地の利用について賃貸借契約を締結しての活用も募集します。なお、契約事業者と操業する事業者が同一であること、また、各区画単位の契約を条件とします。（各区画の賃借料はお問い合わせください）

※土地購入申込みと賃貸借契約の申込みが重複した場合は、土地購入を優先させていただきます。

以 上

【問い合わせ先】

佐世保市千尽町 1-20 卸売市場管理事務所（担当 立石） TEL（0956）31-6479